

**改正**

平成30年 3月30日告示第73号

三次市三次産こだわり米生産支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、他産地との差別化を図り、自然と調和した環境保全型農業を推進するため、特殊農法による主食用水稲の生産出荷に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示における特殊農法とは、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）の規定による農業生産の方法、又は化学的に合成された肥料及び農薬の使用を低減したアイガモ農法をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、市内の農地において出荷販売するための主食用水稲を生産する個人又は団体（集落及び農業生産法人等）
- (2) 世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納していること。
- (3) 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証要領（平成16年7月30日広島県制定）に規定する特別栽培農産物の認証を受けている者

(補助金額)

**第4条** 補助金の額は次の各号のとおりとする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 有機農産物（主食用水稲） 20,000円／10 a
- (2) アイガモ栽培米 20,000円／10 a

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市三次産こだわり米生産支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金交付決定等)

**第6条** 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、三次市三次産こだわり米生産支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 申請者は、事業完了後速やかに、三次市三次産こだわり米生産支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第8条** 市長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市三次産こだわり米生産支援事業補助金交付確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は遅滞なく、三次市三次産こだわり米生産支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(事業の期間)

**第10条** この事業は、平成27年度から平成29年度までの3年間を事業期間とする。

(補助金決定の取消し)

**第11条** 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

(調査及び報告)

**第12条** 市長は、申請者に対し必要に応じて農業経営、特殊農法の状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

**第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成30年3月30日告示第73号)

この告示は、平成30年3月30日から施行する。(後略)

**様式第1号** (第5条関係)

**様式第2号** (第6条関係)

**様式第3号** (第7条関係)

**様式第4号** (第8条関係)

**様式第5号** (第9条関係)